

## 袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

1 開催日時 令和7年10月8日（水）午後2時00分から

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階 会議室3-1

3 出席委員

会長	高野 司	副会長	本澤 規儀
委員	大久保 努	委員	島田 將士
委員	溝口 正行	委員	堀川 尚登
委員	白戸 喜美代		

(欠席委員)

委員	松岡 幸子
----	-------

4 出席職員

都市建設部 部長	佐野 裕達	都市建設部 次長	岡野 達也
下水道課 課長	塩谷 晃雄	下水道課 副課長 (施設班長)	鎌田 誠一
下水道課 経営班長	松崎 真伍	下水道課 主査	田中 綾輔
下水道課 副主査	川上健次郎		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

(1) 適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（審議）

7 議事 別紙会議録のとおり

● 議事録署名人の選出

高野会長が大久保委員と溝口委員を指名する。

議題（1）適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（審議）  
(事務局より説明)

質問事項等

堀川委員

今説明していただいた内容は、前回の審議会とほぼ同じ内容でしたけども、1点質問があり、農業集落排水事業のことについてです。

経費回収率が公共下水道に比べて低く、経費回収率を100%とするには少し負担が大きいとのことで、今回は公共下水道と同様の改定率に抑えるわけですが、この経費回収率について、毎年どのようにしていくか。今回も来年も上げるよう段階を分けて行うのか、それとも2年3年毎に行うのか、どのように考えていますか。

事務局（塩谷課長）

これまでの料金改定の経過で申し上げますと、農業集落排水施設使用料は下水道使用料と同時期に料金改定を行っています。

今回、農業集落排水施設使用料も下水道使用料と同様に12.5%を上げる予定ですけども、下水道使用料と同じタイミングで同様に上げていくことになるかと思いますので、農業集落排水施設使用料だけを1年だけずらして改定することはないと考えています。

堀川委員

そうしますと、公共下水道と農業集落排水は同じタイミングで上げていく。だから農業集落排水だけを別に上げていくことはしないということですね。

高野会長

現在、公共下水道と農業集落排水は同一料金、同じ改定率ということですが、将来的に農業集落排水の見直しを行い、もう少し改定率を上げようとすると、料金体系が変わってしまいますよね。それとも公共下水道と農業集落排水の両方をトータルして上げていくということですか。

事務局（塩谷課長）

現時点では別々のタイミングで料金を上げることは考えてないです。下水道使用料の料金改定をするタイミングで農業集落排水も改定することを考えています。

堀川委員

そうしますと、例えば、農業集落排水の回収率を100%にするために公共下水道より少し高くすることはありますか。

事務局（塩谷課長）

経営上としてということでしょうか。

堀川委員

今までそのようなことはなかったのかもしれないんですけどね。

事務局（松崎班長）

事業が開始した時は別々の料金体系でしたが、途中で統一した経緯があります。市民負担や同じサービスを利用しているという考え方からだと思いますが、同一料金にしてから長い期間、運営してきています。

経営の状況については委員の皆様にご理解いただきましたが、公共下水道と農業集落排水は全く違う状況ですので、次回の料金改定の時に変えるという選択肢はあると思っております。ただ、そのときにまた同様にご審議いただくことになります。ずっと同じ料金体系でなければならないということではないと考えています。

堀川委員

やはり両方とも経費回収率を100%にすることは考えていかなければならないことですから、どこかの時点では100%にしなくてはならないのではないかとは思いました。

事務局（松崎班長）

おっしゃる通りで当然100%は、一つの目標値だと思います。その目標値に向けて、検討していくかなくてはいけないと思いますが、ただ現実的に一気にそれに近づけるかは難しいところがあります。そのことについては、常に念頭に置きながら検討はしていく必要があると思います。

島田委員

答申とは関係はないのですが、予算上、会計を下水道の特別会計と農業集落排水の特別会計2本立てですか。

事務局（松崎班長）

会計は1本であり、セグメントを分けています。

島田委員

セグメントを分けなければ、農業集落排水の足りない分を公共下水道の方の料金を少し上げて補填することで、トータル100%にできるのかなと思いましたが、セグメントで分けているのですね。わかりました。

もう一つ、今回100%になるように1年で12.5%を改定されることになりますけども、昨今の物価上昇は非常に激しいところです。令和6年度の決算ベ

ースなどで12.5%を算出されたかと思いますが、例えば人件費や物価上昇がどんどん上がっていくと、数年後に回収率100%を切ってしまう可能性があります。

今回の料金改定ではないですけども、今後の料金を改定する時に物価上昇を踏まえた料金改定を検討していただけると良いかと思います。検討するのに大変負担はかかるかと思いますが、次の改定時期までに赤字にはならないような方法で検討したらどうかということが意見になります。

事務局（松崎班長）

経費回収率については、分流式下水道の繰入金により、今の袖ヶ浦市の公共下水道事業の経営では使用料単価を150円にしますと、基本的に経費回収率は100%になります。それ以上かかった経費については、一般会計からの基準内繰入となりますので、物価上昇があったとしても経費回収率100%になる見込みです。

島田委員

既になっているのですね。

事務局（松崎班長）

ただし、今後物価上昇がさらに進むと、経費回収率は100%ですけれども、繰入金全体としては増えてしまう状況になるため、次回の料金改定を検討する際には繰入金の額なども考えなくてはならないと思います。

なお、繰り返しにはなりますが、使用料単価を150円にすると、経費回収率は100%になるため、3年後でも、5年後でも経費回収率を達成できる見込みにはなってきます。

島田委員

わかりました。ありがとうございます。

高野会長

資料2の答申書の内容について、軽微なことでも構いませんので、何かござりますか。

大久保委員

これから市民への周知を十分にしていくと思いますけども、具体的にどういう方法でご説明する予定でありますか。

事務局（塩谷課長）

市民への周知につきましては、基本的にはホームページ、広報、また検針員が検針した際に発行する検針票や納付書での周知を考えております。

大久保委員

それから、答申書の内容に必要はないですが、市民への周知として、例えば具体的に1ヶ月に500円上がりますなどの何かそういう具体的な数字があると、今回の改定率12.5%を、より実感できるかと思います。

事務局（塩谷課長）

ありがとうございます。おそらく、広報などで掲載する際には料金表のような図でこの金額がこのように変更になりますという表現方法になるかとは思います。

大久保委員

よろしくお願ひいたします。

高野会長

我々にも説明をしていただいた時のように、一般家庭で例えば4人世帯の時は2ヶ月で500円上がるなどの表現があればわかりやすいと思います。

事務局（塩谷課長）

先程、説明で見ていただきました料金の単価表がありますが、その他に今までの審議会の資料の中で世帯人員が3人、あるいは5人だと影響額がこのぐらいになりますとの表現がありましたので、そういう表現を併記していくことになります。

堀川委員

周知の件についてですが、回覧板等を使うことは考えていますか。

事務局（塩谷課長）

それについては、検討にはなりますが、現時点では回覧板での周知は考えておりません。

堀川委員

そうですか。わかりました。

島田委員

周知方法として、広報を使用するとありましたが、広報は全戸配布ですか、例えば新聞折り込みになりますか。

事務局（塩谷課長）

広報については、現在、全戸配布ではないと思います。新聞を取っていない方にもご希望をいただいている方には郵送していますが、原則的には新聞の折り込み

になります。

島田委員

今回の付帯意見の内容について、取り入れて反映させていくものとそうでないものを検討し、市長とも共有されていくということでよいですか。

事務局（松崎班長）

審議会からの答申については、付帯意見も含め重く受け止めて、今後、検討を進めていくことになります。

島田委員

内容をあまり具体的な表現にしそぎてしまうと、対応が難しくなってしまうのではないかということも思いました。

市長も、この意見を踏まえて、きちんと事業を進めてくださいという形になるということでおろしいですかね。

事務局（松崎班長）

そうなります。

事務局（塩谷課長）

今回の答申の内容から大きく外れて対応することはないと考えています。

島田委員

付帯意見で厳しいことや細かいことを書いてしまうと、どのように対応するのか困ることもあるかと思いましたので、それであれば、なるべく大局的な表現の方が良いかと思いました。

# 令和7年度（第5回）袖ヶ浦市下水道事業運営審議会

日 時：令和7年10月8日（水）

午後2時00分から

場 所：袖ヶ浦市役所 北庁舎3階

会議室3-1

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議 事

適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（審議）

5 そ の 他

6 閉 会

# 袖ヶ浦市下水道使用料検討資料

令和 7 年 10 月 8 日

袖ヶ浦市都市建設部下水道課

# 本日の検討内容

## 答申書の内容について

前回までの審議結果に基づき、答申書（案）を作成しましたので、答申書の内容についてご検討いただきます。

なお、答申書（案）は1改定の必要性、2改定率、3料金体系、4改定期期、5付帯意見の構成としております。

※本資料で下水道使用料等は、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を指します。

# 適正な下水道使用料等についての答申内容（意見）

## ①下水道使用料等の改定について

汚水処理費を使用料で賄えず一般会計からの繰入金で補てんして経営していることや、経費回収率が100%未満であることから、下水道使用料等の改定は必要

## ②改定率について

公共下水道事業 … 経費回収率を100%とするために約12.5%の改定が適當

農業集落排水事業…経費回収率を100%とするためには大幅な改定が必要となり、市民生活への影響が大きいため、今回の改定では、公共下水道事業同様約12.5%の改定が適當

# 適正な下水道使用料等についての答申内容（意見）

## ③料金体系について

- ・公共下水道事業、農業集落排水事業とも同一の料金体系
- ・二部使用料制（基本使用料と従量使用料）…変更なし
- ・汚水量区分…水道料金区分と同一であり変更なし
- ・基本水量…基本水量内の使用者が増えており、使用者間の公平性を確保するためにも解消する
- ・基本使用料…基本水量解消により、小口使用者の負担感が大きくなるため、基本使用料の改定は抑制する
- ・従量使用料…累進制を維持する  
累進度は他団体と比較し低いため、過度な累進度とならない範囲で累進度を高くする

## ④改定時期について

現状の経営状況を踏まえると、早期に改定することが望ましいが、条例改正等の手続きや使用者への周知期間を確保するため、令和8年10月1日が望ましい

# 適正な下水道使用料等についての答申内容（意見）

## ⑤付帯意見について

- ・下水道使用料等の改定は必要であるが、物価高騰により市民生活も厳しい状況であるため、使用者の負担感を抑えるよう検討していただきたい
- ・使用者へ十分な周知を行うこと
- ・経営努力を行うこと
- ・3年から5年に一度、料金改定の検討を行うこと

※第4回資料P17の、付帯意見から以下のとおり見直しをしました

- ・接続率（水洗化率）向上による增收と経費削減を、あわせて経営努力としました
- ・公共下水道事業と農業集落排水事業の料金体系が同一であることの検討については、前記②改定率の答申内容に、「今回の改定では、同一の改定とする」旨、記載し、付帯意見からは削除しました

# 適正な下水道使用料等についての検討経過及び今後の予定

日付	内容	備考
令和7年 3月24日	議会全員協議会 ・袖ヶ浦市下水道事業経営戦略の中間評価及び改定について	経営戦略内に令和8年度を中途に料金改定を行う旨記載
令和7年 4月25日	第1回袖ヶ浦市下水道事業運営審議会 ・下水道事業の概要 ・終末処理場の視察 ・令和7年度下水道事業会計予算について	
令和7年 5月16日	第2回袖ヶ浦市下水道事業運営審議会 ・下水道事業の経営について	
令和7年 5月27日	議会全員協議会 ・下水道事業経営について	
令和7年 6月13日	第3回袖ヶ浦市下水道事業運営審議会 ・適正な下水道使用料等について（諮問） ・下水道事業経営について（料金改定の必要性） ・下水道使用料等の検討課題について	
令和7年 8月 8日	第4回袖ヶ浦市下水道事業運営審議会 ・下水道使用料等の料金体系について	
令和7年10月 8日	第5回袖ヶ浦市下水道事業運営審議会 ・答申書（案）について	
令和7年10月 下旬	適正な下水道使用料等について答申	

## (案)

令和 7 年 10 月 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市下水道事業運営審議会  
会長 高野 司

## 適正な下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について（答申）

令和 7 年 6 月 13 日付け、袖下第 723 号で諮問のありました標記の件につきまして、当審議会で慎重に議論を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、留意すべき事項を付帯意見として申し添えます。

## 記

## 1 使用料改定について

本市の料金収入を得ている下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業の 2 事業を実施し、平成 23 年 10 月に料金改定が行われ、その後、平成 26 年 4 月、令和元年 10 月に消費税率の変更に応じた料金改定が行われ、現在の料金体系となっている。なお、公共下水道事業、農業集落排水事業とも同一の料金体系となっている。

下水道事業は、公営企業として独立採算制の原則が適用されるが、事業を運営するための費用を使用料収入で賄う事が出来ず、財源の不足分を一般会計からの繰入金で補てんを受けている。一般会計からの繰入金の財源は税金であり、下水道を使用していない市民等も下水道事業に係る費用を負担していることとなる。

こうした現状を踏まえ、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）を改定することが適当であると判断した。

## 2 改定率について

令和 5 年度の経費回収率は、公共下水道事業約 88%、農業集落排水事業約 60% であり、両事業とも使用料収入で汚水処理に必要な費用を賄えている状況とされている 100% を下回っている。

公共下水道事業、農業集落排水事業とも経費回収率 100% の水準となるように改定することが望ましいが、農業集落排水事業では大幅な改定が必要となり、市民生活へ大きな影響を及ぼすため、今回の改定では、公共下水道事業で経費回収率 100% となるように約 12.5% の改定を行い、農業集落排水事業も同一の改定を行うことが適当であると判断した。

# (案)

## 3 料金体系について

- ・二部使用料制、汚水量の区分は変更しないことが適当であると判断した。

本市下水道使用料等の料金体系は、当初より基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を採用し、汚水量の区分については、水道料金の区分と同一であり、使用者に十分に浸透しているため、二部使用料制、汚水量の区分は変更しないことが適当であると判断した。

- ・基本水量制は廃止することが適当であると判断した。なお、基本使用料の改定率は抑制することが適当であると判断した。

単身世帯の増加や、節水機器の普及などから、基本水量内の使用者は増加傾向にある。使用者間の公平性を確保するために、基本水量を解消し、新たに従量使用料を設定することが適当であると判断した。なお、基本水量解消に伴い、小口利用者の負担感が大きくなるため、基本使用料の改定率を抑制することが適当であると判断した。

- ・従量使用料は累進制を維持し、累進度を高くすることが適当であると判断した。

大量排水は下水道施設への負荷も大きくなるため従量使用料は汚水量の増加に応じ大きくなる累進制を維持することが適当であると判断した。累進度は、県内他団体と比較し、低い状況であるため、大口使用者のみ負担増となるような過度な累進度とならない範囲で累進度を高くすることが適当であると判断した。

臨時用については、一般汚水用と同様に約12.5%の改定が適当であると判断した。

## 4 改定時期について

財源不足に対し、一般会計からの繰入金で補てんを受けて経営している現状を踏まえると早期に改定することが望ましいが、条例改正等の手続きや、使用者への周知期間を確保することが必要であるため、改定時期は令和8年10月1日が望ましいと判断した。

## 5 付帶意見

- ・下水道使用料等の改定は必要であると判断したが、物価高騰により市民生活も厳しい状況であるため、使用者の負担感を抑えるよう検討いただきたい。
- ・下水道使用料等の改定は、使用者に与える影響が大きいため、十分な周知を行い、理解を得られるよう努めること。
- ・これまで職員数の削減による経費削減等の経営努力を行ってきたことは認めるが、さらなる経営努力を行うこと。
- ・3年から5年に1度、定期的に下水道使用料等の改定の必要性について検討を行うこと。